

高等学校通信制課程の学習指導に関する考え方について（新規）

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できなかった生徒に対する高等学校通信制課程の学習指導の考え方をまとめましたのでお知らせいたします。

事務連絡
令和 2 年 5 月 1 8 日

各都道府県教育委員会高等学校事務担当課
各指定都市教育委員会高等学校事務担当課
各都道府県私立高等学校事務担当課 御中
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付

新型コロナウイルスの感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できなかった生徒に対する高等学校通信制課程の学習指導について

文部科学省では、令和 2 年 5 月 1 日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等を通じて、各設置者において可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら学校における教育活動を行うことに資するよう、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など学校運営上の工夫について、お伝えしたところです。

また、5 月 14 日の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定を踏まえ、令和 2 年 5 月 15 日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」を通じて、感染症対策と子供たちの学びの保障を両立していく上での基本的な考え方と取組の方向性を、お伝えしたところです。

今般、新型コロナウイルスの感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できなかった生徒に対する高等学校通信制課程の学習指導について、留意すべき事項を下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、通信制課程を置く所管の高等学校に対し、各都道府県私立高等学校事務担当課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務担当課におかれては、通信制課程を置く所轄の高等学校に対し、周知いただくようお願いします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できなかった生徒に対する面接指導等の実施に関する考え方について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できず、面接指導を受けることができなかった生徒に対しては、当該生徒が学校に登校することができるようになった時点で、可能な限り、補充のための面接指導等の実施により、生徒の学習の機会を保障する取組を講じることが重要であること。

その際、感染防止対策を徹底したうえで、学校の空き教室や社会教育施設等も最大限活用して分散登校（生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を実施するなどして、段階的に教育活動を開始し、面接指導その他の学校における教育活動を充実していくことが必要であること。また、例えば1コマ数を40分や45分に短くしたうえで一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮、学校行事の重点化や準備期間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を進めることも考えられること。

また、感染症対策として分散登校を行う際には、進学や就職を控えた最終学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、最終学年の生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること。

なお、高等学校通信制課程における面接指導については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第2款5（5）において、ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の免除が規定されており、学校再開後の面接指導に際して、その規定を活用することも考えられること。この場合においては、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（平成30年3月）を踏まえ、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分配慮することが求められること。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難である場合には、各種の取組に加えて、令和2年5月15日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」の2.（2）で示す特例的な対応をとることにより、子供たちの「学びの保障」を進めていくことも考えられる。その際には、当該特例的な対応は、上記の各種取組を行った上での補完的な取組となるよう留意すること。

【参考】令和2年5月15日付け初等中等教育教育長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」
（抜粋）※注記省略

2. 子供たちの「学びの保障」のための教育活動について

（2）年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応

① 次年度以降を見通した教育課程編成

今年度在籍している最終学年以外の児童生徒（小学校第1学年から第5学年、中学校第1学年・第2学年、高等学校第1学年・第2学年等）に係る教育課程に関する特例的な対応として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合には、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であること等を踏まえ、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する。

② 学校の授業における学習活動の重点化

臨時休業及び分散登校の長期化などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化する。

授業以外の場において行うこととする学習活動については、ICTの活用を含む多様な学習活動を学校の指導計画に位置付け、学習指導員の活用や地域・家庭等との連携も図ることにより、指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な児童生徒に対しては個別に指導を行う。

なお、児童生徒が密集して長時間活動する学習活動等、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、指導順序の変更や教師による適切な事前・事後指導と授業以外の場における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画を見直し、必要な措置を講じる。

既に述べたとおり、①及び②の取組については、学校における指導の充実を最大限図ったうえで、なお本年度中に予定していた内容の指導が終わらない場合の補完的な取組であることに留意すること。

2. 単位の修得及び卒業の認定等について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できなかった生徒について、高等学校学習指導要領に定める面接指導の単位時間数を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合には、そのことのみをもって高等学校学習指導要領に反するものとはされないこと。単位の修得及び卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、生徒に不利益が生じないよう配慮すること。

<本件連絡先>

初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付 企画係
TEL：03-5253-4111（内3482）